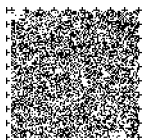
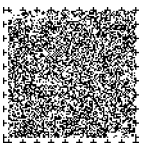


第1編 総論





I 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

当別町では、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合かつ計画的に推進することを目的とした障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」（計画年度：平成24～29年度）と自立支援給付等の提供体制及び円滑な実施の確保を目的とした障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」（計画年度：平成27～29年度）をセットにした「当別町障がい福祉基本計画」を策定しました。

本計画は、「障がい福祉計画」が平成29年度に満了となるため平成30年度からの計画を策定するとともに「障がい者基本計画」についても国等の障がい者施策や障害者総合支援法に基づくサービスの利用者等のニーズを踏まえ見直したものであります。また、今期より「障がい児福祉計画」についても策定が求められており、その策定も一体的に行っていきます。

地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択できる機会が確保されることも重要な視点であり、本計画では地域生活もより選択していけるよう取り組んでいきます。

◆障がい者施策に関する各種制度等の変遷

- ◇『障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）』の施行（平成24年10月）
- ◇『第2期北海道障がい者基本計画（平成25～34年度）』の策定（平成25年3月）
- ◇『障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）』の施行（平成25年4月）
- ◇『障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）』の施行（平成25年4月）
- ◇『障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）』の制定（平成25年6月制定、施行は一部の附則を除き平成28年4月）。
- ◇『障害者基本計画（第3次計画：平成25年度～平成29年度）』の策定（平成25年9月）
- ◇『改正障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律）』の施行（平成28年4月（一部公布日又は平成30年4月）施行）
- ◇『改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律）』の施行（平成30年4月（公布日平成28年6月）施行）



2 計画の性格・位置づけ・名称

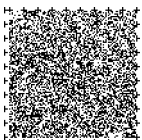
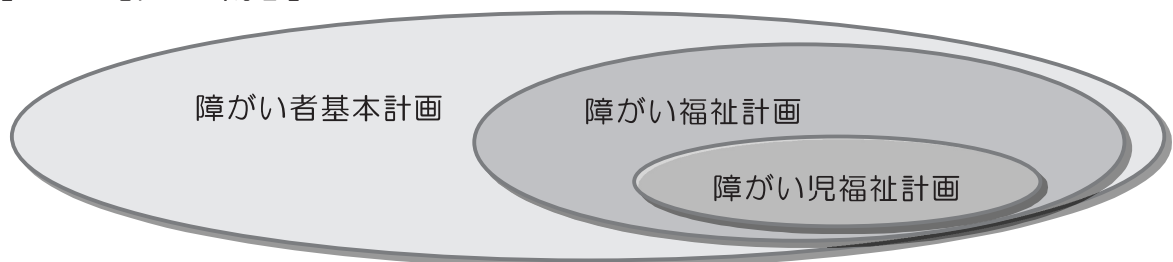
1) 障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

障がい者基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、障がい児者施策を推進していくという方向性は同じになります。

【計画の位置づけ】

| | 障がい者基本計画 | 障がい福祉計画 | 障がい児福祉計画 |
|------------|----------------------------|---|--|
| 法的根拠 | 障害者基本法 | 障害者総合支援法 | 児童福祉法 |
| 計画の性格 | 障がい者の施策全般にわたる基本的な事項 | 障がい福祉サービス等に関する3年間の実施計画 | 障がい児福祉サービス等に関する3年間の実施計画 |
| 国・道の計画との関係 | 国の障がい者計画及び道の障がい者計画を基本にして策定 | 国の基本指針に即して作成し、各市町村障がい福祉計画を積み上げていく形で道の障がい福祉計画を策定 | 国の基本指針に即して作成し、各市町村障がい児福祉計画を積み上げていく形で道の障がい福祉計画を策定 |
| 計画期間 | 中長期・当別町は6カ年 | 3カ年 | 3カ年 |

【3つの計画の概念】



2) 計画の名称と期間

【計画の名称と期間】

当別町は、これまで平成23年度（平成24年3月）に「当別町障がい福祉基本計画」を策定し、「第3次障がい者基本計画（計画年度：平成24～29年度）」、「第4期障がい福祉計画（計画年度：平成27～29年度）」について、取り組んできました。

本計画では、障がいを取り巻く環境や制度変化等の動きに応じた「第5期障がい福祉計画（計画年度：平成30～32年度）」「第1期障がい児福祉計画（計画年度：平成30～32年度）」を策定するとともに、「第4次障がい者基本計画（計画年度：平成30～35年度）」について策定しました。

| | 年度 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------------------|----|----|------------------------|----|----|------------------------|----|----|------------------------|----|----|--|
| | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | |
| 当別町 障がい者基本計画 | 第3次計画 (平成24～29年度) | | | | | | 第4次計画 (平成30～35年度) | | | | | | |
| 当別町 障がい福祉計画 | 第3期 (平成24～ 26年度) | | | 第4期 (平成27～ 29年度) | | | 第5期 (平成30～ 32年度) | | | 第6期 (平成33～ 35年度) | | | |
| 当別町 障がい児福祉計画 | | | | | | | 第1期 (平成30～ 32年度) | | | 第2期 (平成33～ 35年度) | | | |

3) 策定の視点

(1) 国・道の計画を踏まえた計画

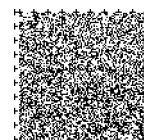
障害者総合支援法・児童福祉法の改正や障害者差別解消法などの制定及び北海道障害者基本計画(平成25～平成34年度)、当別町地域福祉計画を踏まえて、当別町の障がい者福祉施策を計画的に推進するための計画として策定します。

(2) 社会経済環境の変化に対応した計画

障がいがある方が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、障がい者のニーズや地域資源の現状も踏まえながら、障がい者を取り巻く社会環境の変化に対応した計画として策定します。

(3) 障がい者のニーズを踏まえた計画

アンケート調査や関係団体・事業所等へのヒアリング調査から障がい者のニーズを分析し、これらを反映させた計画として策定します。(資料編 I 参照)



(4) 計画に対する評価を反映

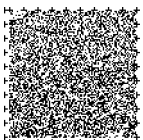
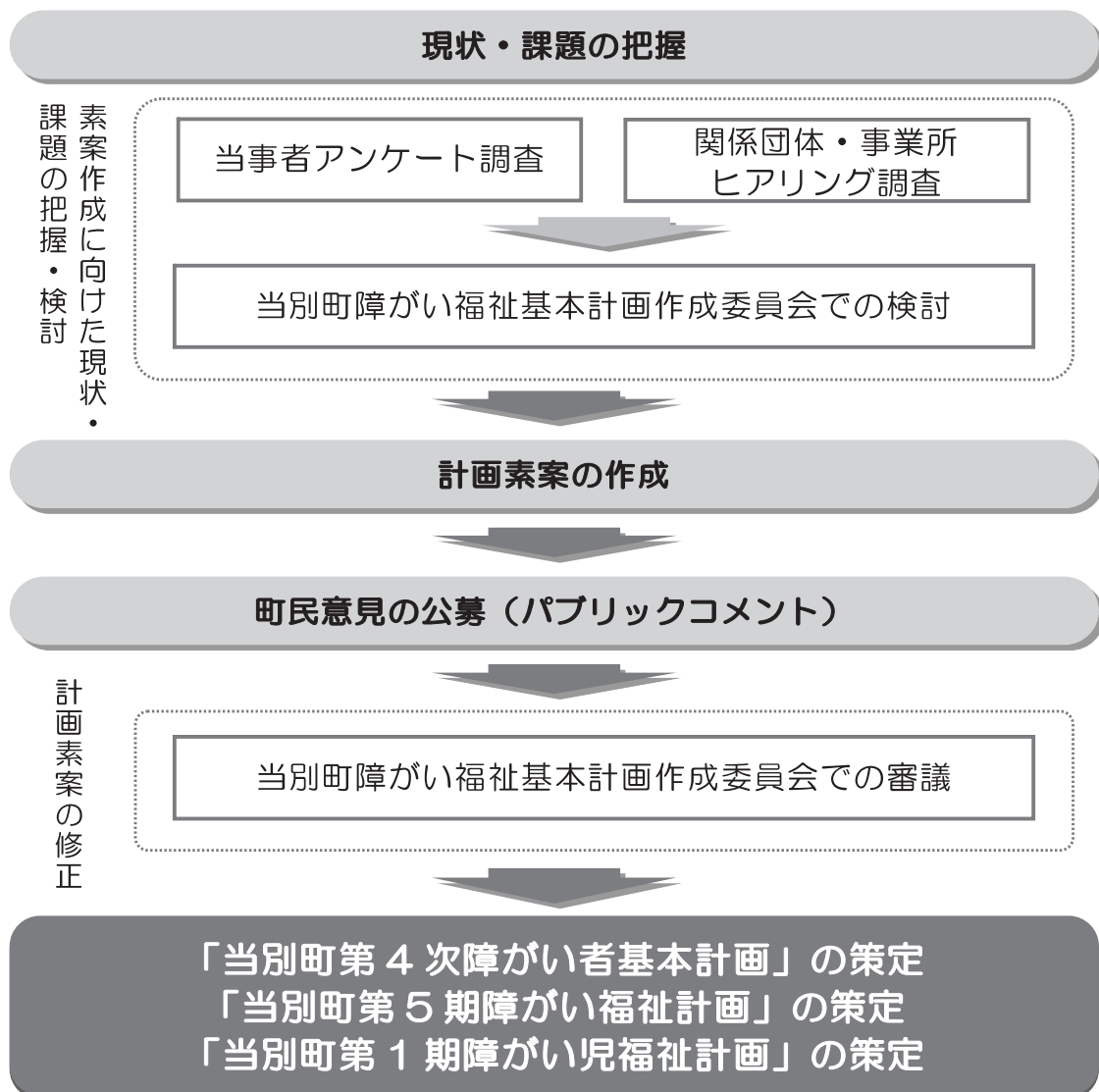
計画内容の実施状況を把握するとともに、国の基本方針に則した障がい福祉サービスの目標値やサービス見込み量の進捗状況等の分析・評価をし、その内容を反映させた計画として策定します。

4) 計画策定の体制

計画策定にあたっては、当事者や関係団体からのニーズや提案把握のためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

その上で、「当別町障がい福祉基本計画作成委員会」において検討を重ねるとともに、計画素案を町民意見の公募（パブリックコメント）にかけ、広く町民からの意見についても反映します。

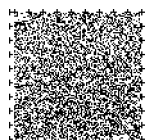
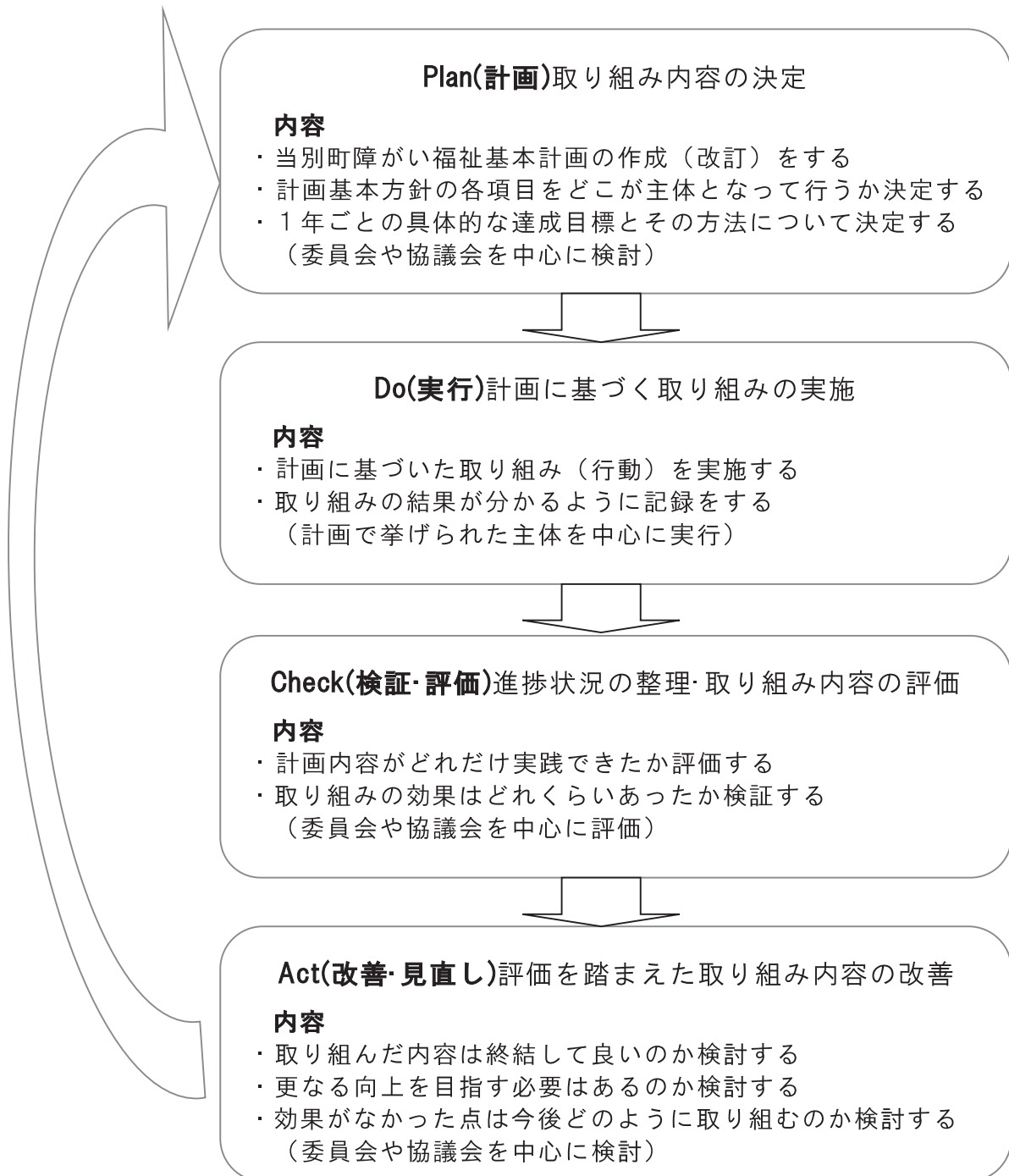
【検討の流れと計画の策定体制】



5) 計画評価の実施に向けて

具体的に行った取り組みを可視化し、定期的に評価を行うPDCAサイクルを基本に計画を遂行していきます。

評価を進めていくにあたり、具体的な各項目を進めていくための主体を明確にします。実施内容を評価して、施策をより良いものとしていきます。そのため、委員会や協議会を中心に評価を進める体制を整え、毎年定期的に評価・見直しを実施します。

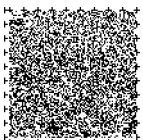
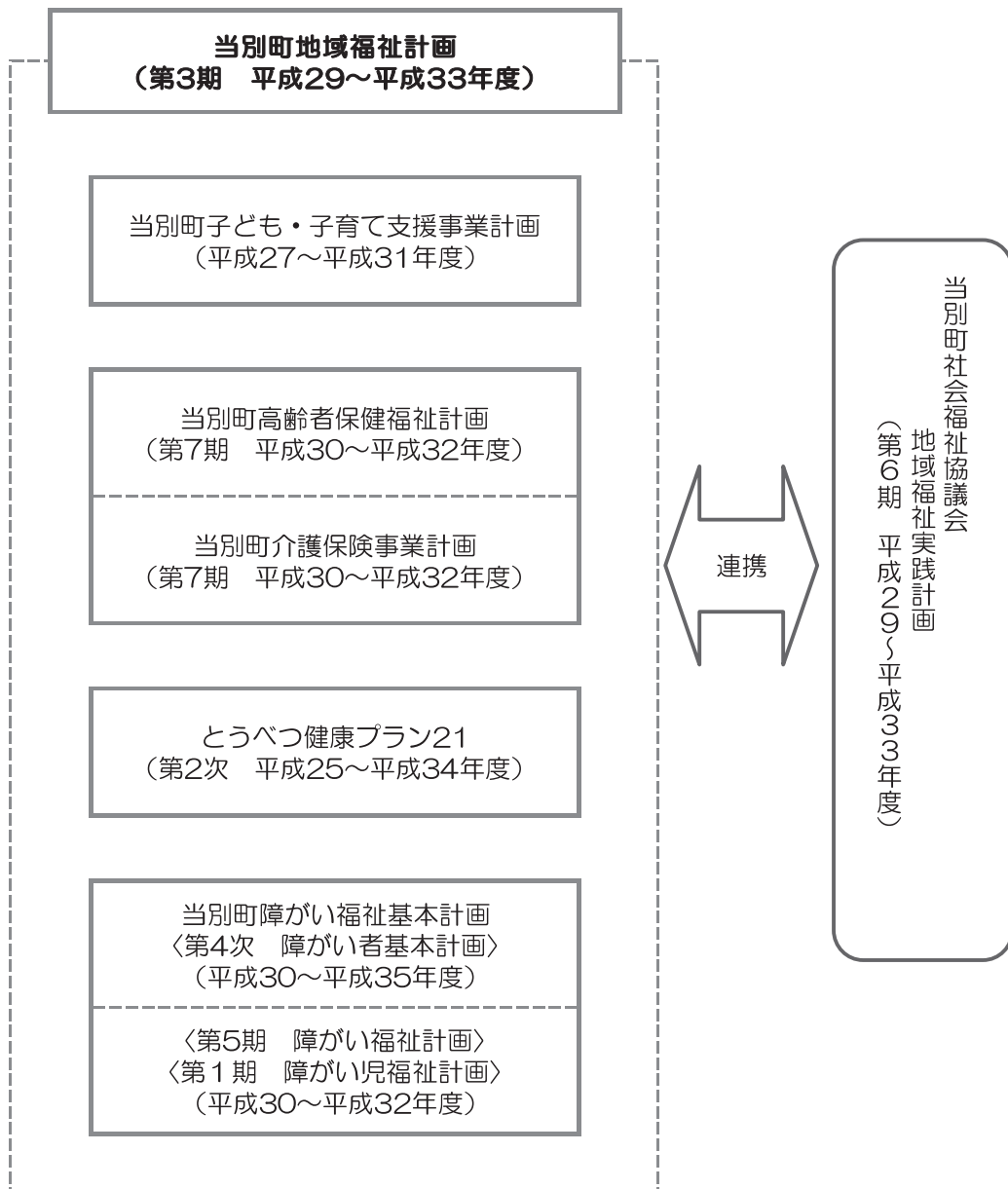


6) 当別町の様々な福祉計画との関連

「当別町第5次総合計画/当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を進めていく上で、各種保健・福祉施策の基盤となる地域づくりを含め、保健・福祉全般について総括的に取りまとめて各種計画を横につなげていく「当別町地域福祉計画」を上位計画としています。

部門別計画としては「当別町子ども・子育て支援事業計画」「当別町高齢者保健福祉計画」「当別町介護保険事業計画」「とうべつ健康プラン21」とともに本計画が位置づけられています。

また、当別町社会福祉協議会における「地域福祉実践計画」とも連携して誰もがその人らしく生活が送れるような地域社会を目指します。



Ⅱ 障がい者を取り巻く 現状と課題

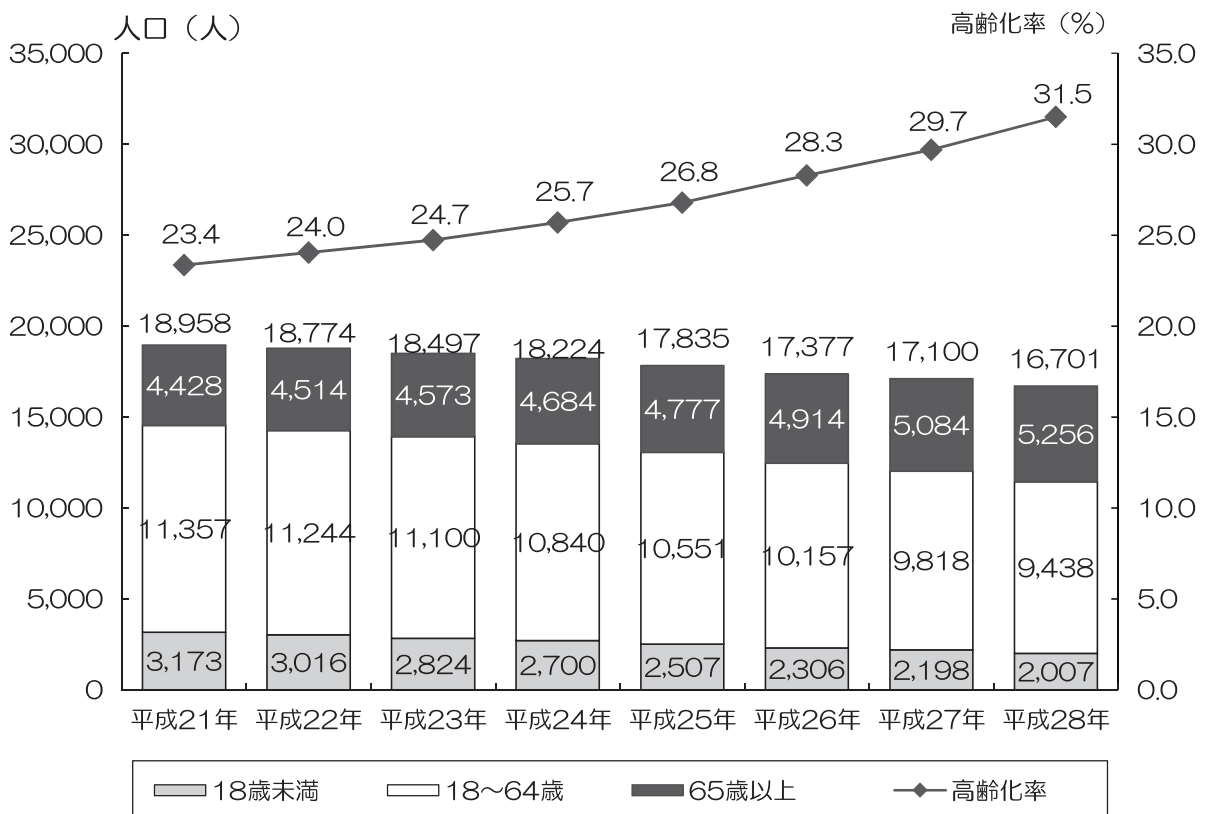
1 障がいがある方の現状

1) 町の人口動向

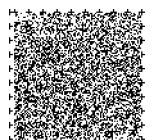
当別町の人口は、平成28年（4月1日現在）では16,701人となっており、近年緩やかな減少傾向が続いています。

65歳以上の高齢者は増えており、平成28年は5,256人となっており、高齢化率でみると平成28年は31.5%と年々高くなっています。

当別町の人口の推移



資料：当別町資料（以降同様）



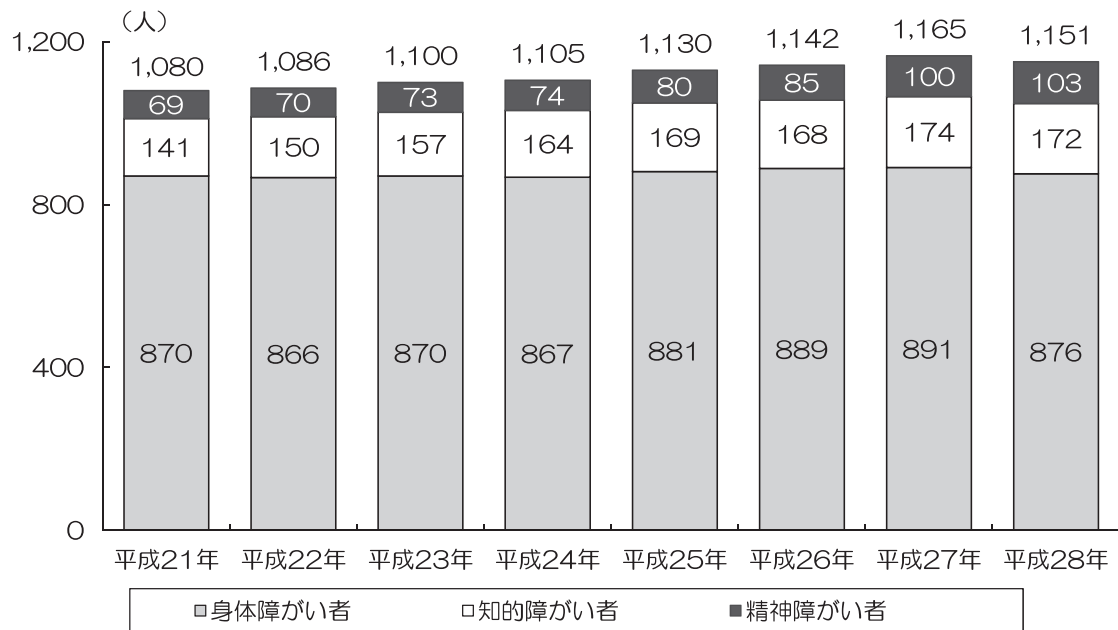
2) 障がいがある方の動向

(1) 障がい種別障害者手帳所持者数

3障がい（身体、知的、精神）者の総数は、平成28年（4月1日現在）で1,151人となっています。

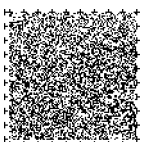
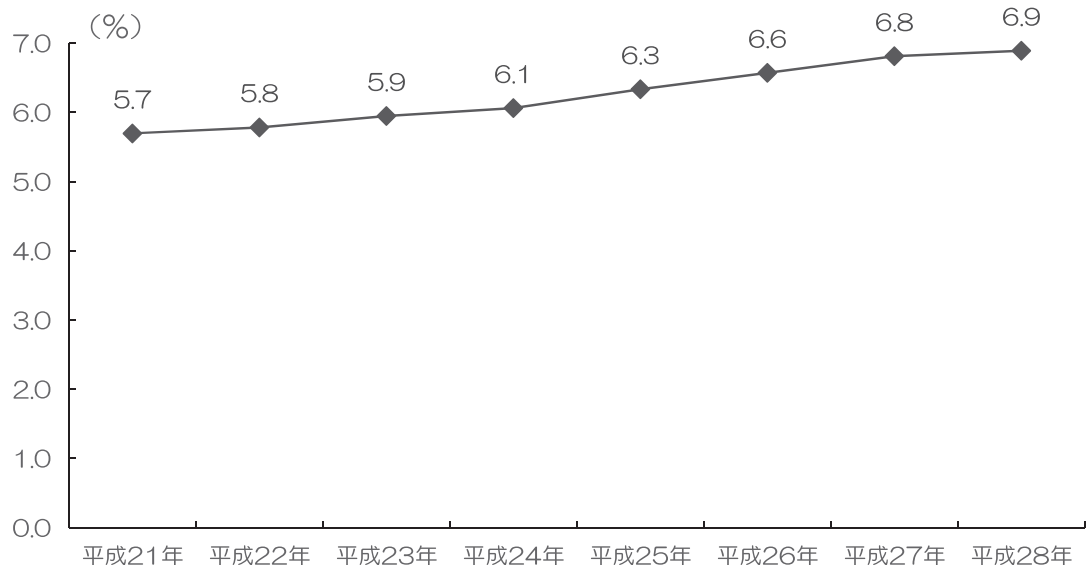
障がい種別で見ると、身体障がい者が最も多く平成28年は876人で全体の76.1%、次いで知的障がい者は172人で全体の14.9%、精神障がい者は103人で全体の9.0%を占めています。

障害者手帳所持者数



当別町の全人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、平成28年は6.9%で、年々その割合は増加しています。

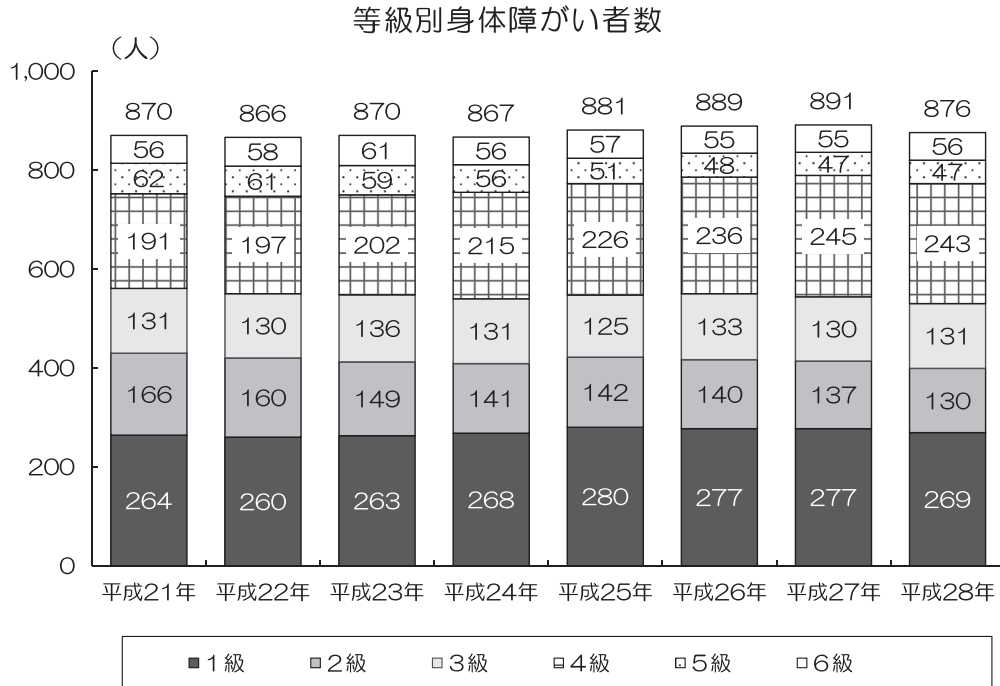
人口に対する障害者手帳所持者の割合



(2) 身体障がい者

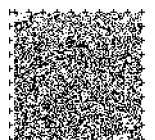
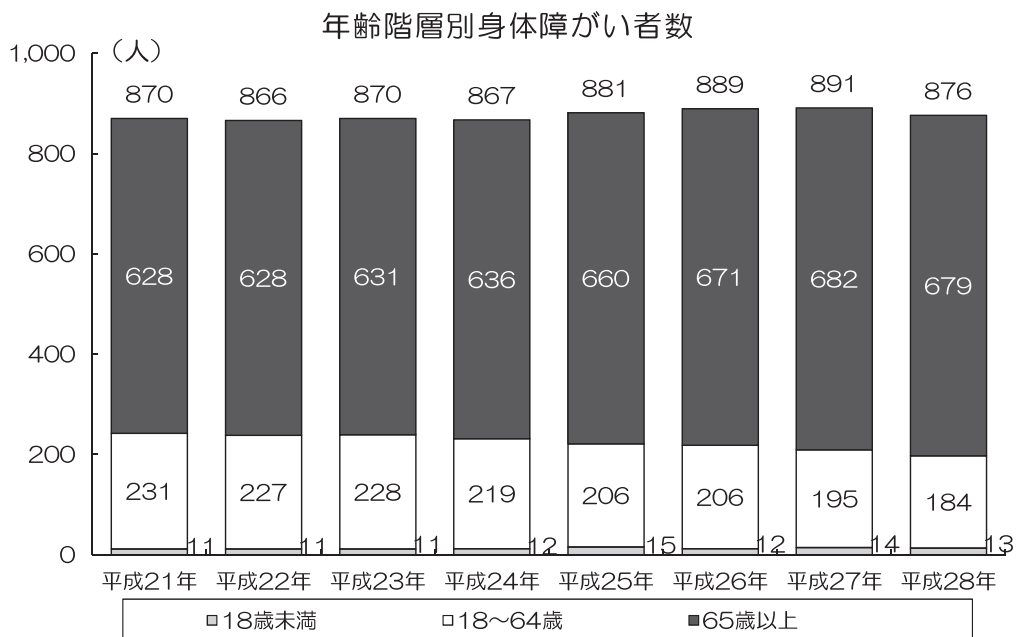
<等級別>

平成28年の身体障害者手帳所持者は876人で、等級別では重度障がい者（1級、2級）が45.5%で、半数近くを占めています。



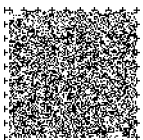
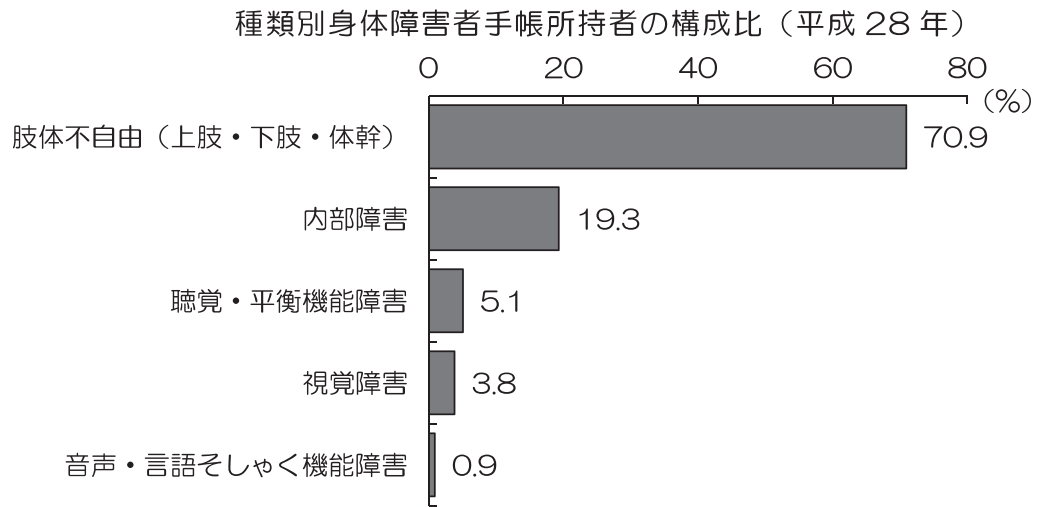
<年齢階層別>

年齢階層別では、65歳以上の高齢者が平成28年は679人で、全体の77.5%で大半を占めており、またその比率も年々増加しています。



<種類別>

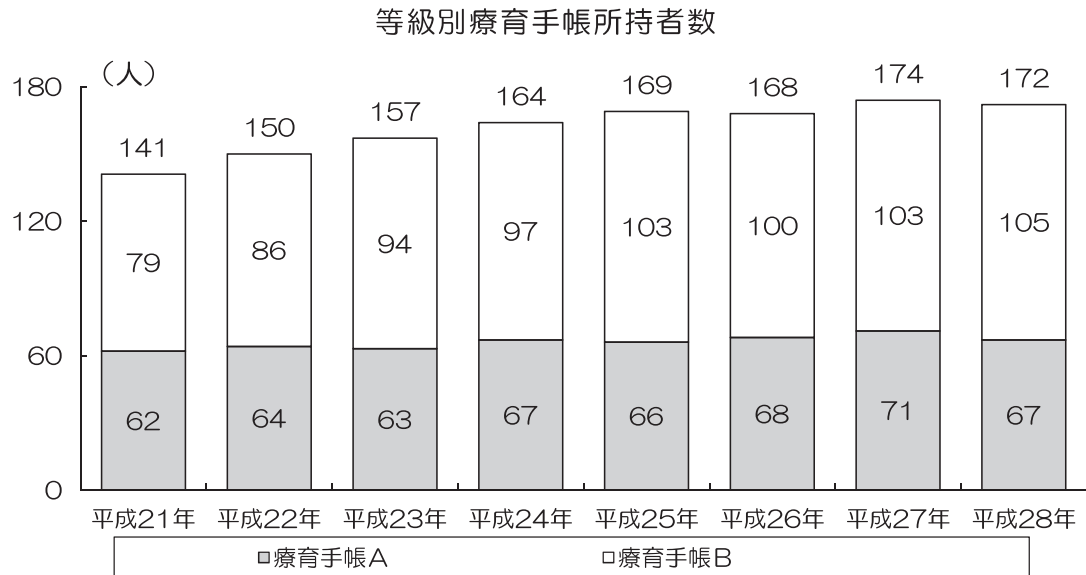
種類別では、「肢体不自由（上肢、下肢、体幹）」が70.9%と最も多く、次いで「内部障害」が19.3%、「聴覚・平衡機能障害」が5.1%となっています。



(3) 知的障がい者

<等級別>

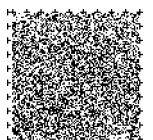
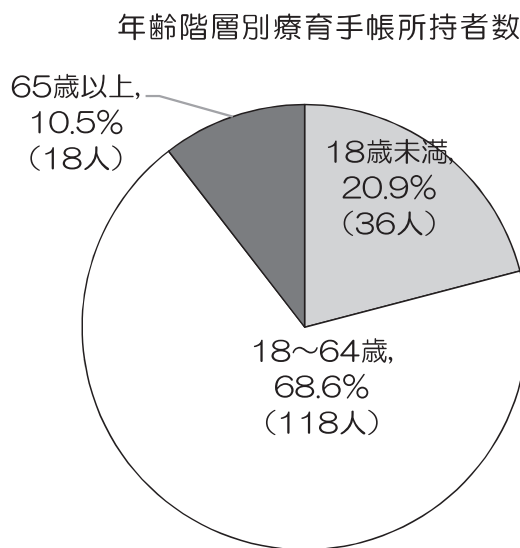
平成28年は、療育手帳所持者は172人で、等級別では、療育手帳A（重度）が67人で全体の39.0%、療育手帳B（軽度）が105人で61.0%を占めています。



前年度より療育手帳 A（重度）は減少していますが、療育手帳 B（軽度）は増加しています。全体としてはほぼ横ばいです。

<年齢階層別>

年齢階層別では、「18～64歳」が68.6%と最も多く、次いで「18歳未満」が20.9%、「65歳以上」が10.5%となっています。

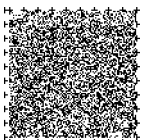
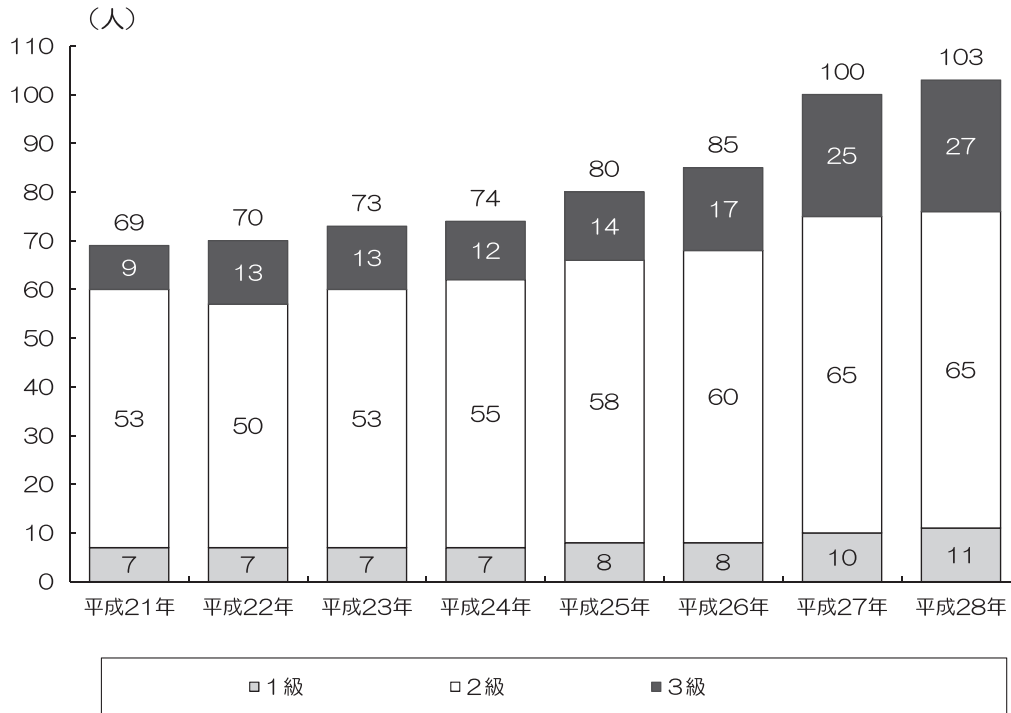


(4) 精神障がい者

<等級別>

平成28年の精神障害者保健福祉手帳所持者は103人で、等級別では「2級」が65人と最も多く全体の63.1%を占めています。

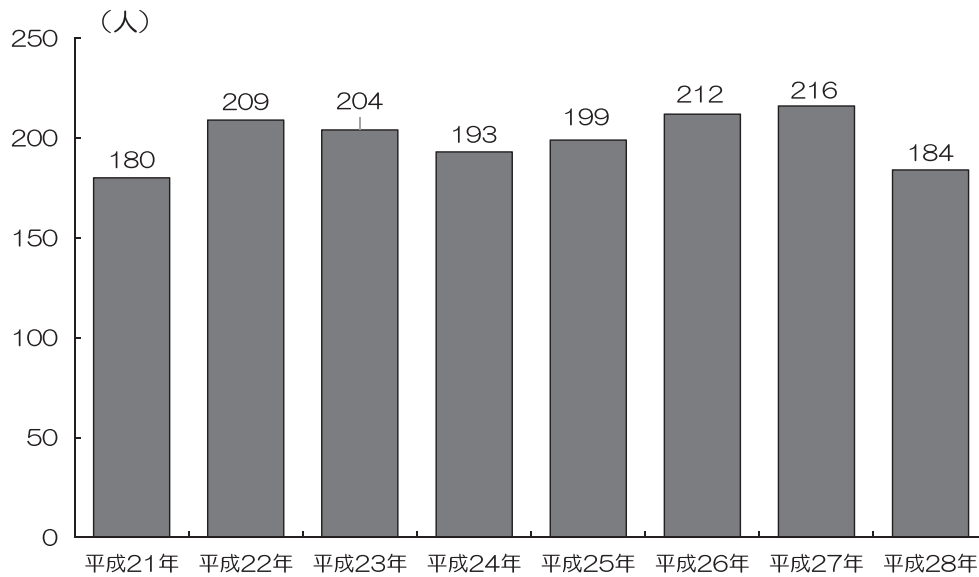
等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数



<自立支援医療（精神通院）受給者数>

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成28年は184人となっています。

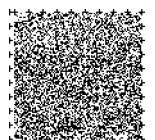
自立支援医療（精神通院）受給者数



自立支援医療は精神障害者保健福祉手帳所持とは別のサービスとなります。

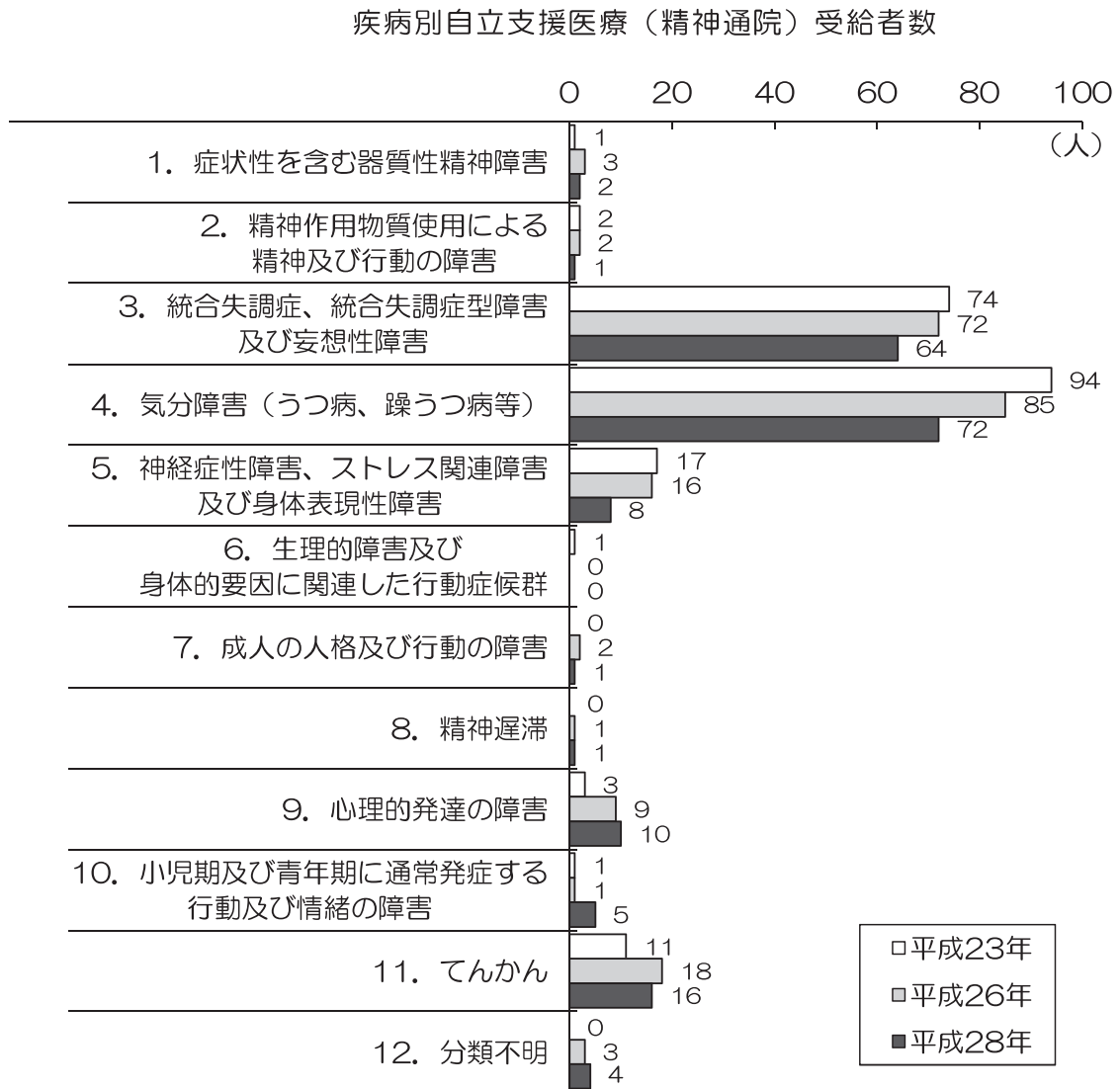
自立支援医療とは、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

- 精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者
- 更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）
- 育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

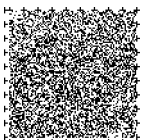


＜疾病別自立支援医療（精神通院）受給者数＞

疾病別では、「気分障害（うつ病、躁うつ病等）」が72人と最も多く全体の39.1%を占めており、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が64人で34.8%を占めています。また「心理的発達の障害」「小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」といった発達の障害に関連する利用もわずかですが増加傾向です。



発達や小児期・青年期に関連する障がいでの利用が増加しており、子どもの利用も増えています。今後、障がいがある子どもに対する早期支援の更なる充実が重要です。



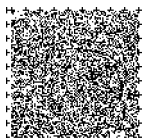
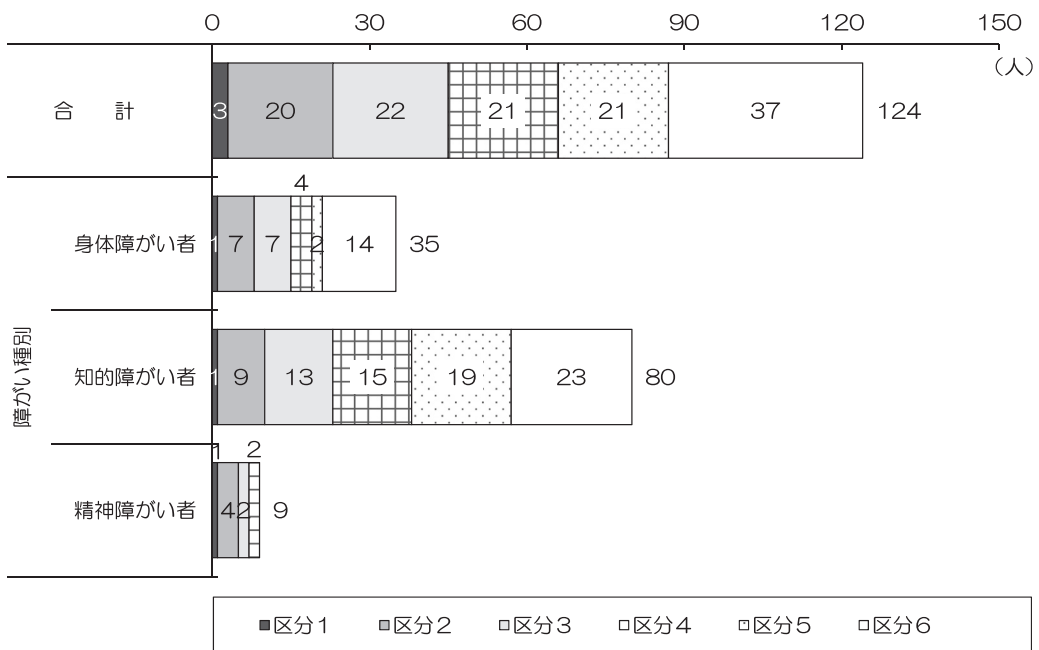
(5) 障害支援区分

<等級別>

平成28年の障害支援区分認定者数は124人で「区分6」が37人で全体の29.8%を占めており最も多く、次いで「区分3」が22人で全体の17.7%を占めています。

障がい種別認定者数をみると、「知的障がい者」が80人と最も多く、次いで「身体障がい者」は35人、「精神障がい者」は9人となっています。

障がい支援区分別障がい数（平成28年）



Ⅲ これまでの計画における 課題と取り組み

1 これまでの計画における課題

前計画において、特に下記の項目について課題として取り上げていました。

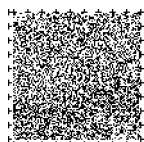
- 障がいに対する社会・地域での理解
- 多様化する障がい者像・ニーズへの対応
- サービスの内容や利用方法の周知
- サービスの質の確保・充実
- 身近な場所での気軽な相談体制づくり
- 福祉サービスに関する情報周知のあり方の工夫
- 移動支援を含めた、外出に対するニーズへの対応
- 各種手続きの簡素化、利用者の立場に立ったサービス提供の工夫
- 生活の場（住まい）の確保
- 就労支援（一般就労・福祉的就労）の充実
- 災害時等における障がいをもつ方等の安心・安全の確保
- 家族や介護者へのレスパイトサービス等の支援の充実
- 権利擁護及び差別の解消

2 これまでの計画に対する取り組み

1) 当別町障がい者地域自立支援協議会

障がい者地域自立支援協議会は、障がい者の地域生活の支援と推進のため、福祉、就労、保健、医療等に係る各種サービスを関係機関が総合的に調整し、連携強化を行うことにより、各機関が効果的に支援を実施し、かつ推進するため設置しました。

障がい者基本計画の推進にあたりましても、当別町障がい者地域自立支援協議会を中心として活動の検討及び確認し、計画推進のため各部会において意見交換、グループワーク、実践発表等の活動を行ってきました。



2) 各部会と目標

- しごと部会
 - ・町内での「企業実習（お仕事体験）」や「施設外就労」の体験先、派遣先の実績をさらに増やす
 - ・町内企業に向けて障がい当事者の就労について知ってもらう機会を増やす
- ほんにん部会
 - ・当事者同士が交流する機会を本人たちが企画し、当事者活動の活性化をすすめる
 - ・権利擁護についての学習を行う
- ちいき部会
 - ・福祉マップ（仮）の完成
 - ・障がい福祉基本計画の課題整理と評価
 - ・障がいだけではなく、高齢者の課題も共有していく
- こども部会
 - ・障がいのある子どもやその家族の充実した地域生活をめざす
 - ・必要な相談支援、福祉サービス、関係機関との連携
- 計画相談部会
 - ・計画相談を実施する事業所と行政とで、現状把握と共有
 - ・サービス等利用計画の質の向上を図る
- 個別検討会議

